

平成22年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

項目・問題点・改善要望	指摘に対する改善方策・対応等
<p>1 市町村の概要資料作成に係る調査方法等の見直し</p> <p>(問題点) 市町村の概要をまとめた冊子については、茨城県市長会・町村会で「市町村ガイド」を、市町村課で「市町村概況」を、毎年各市町村に照会して作成している。内容と作成元が異なるとはいえ、市町村を紹介する冊子を2つ作成する必要はないし、照会される側にとっては似たような照会であり事務負担が増える一事務になっている。</p> <p>(改善要望) ホームページがあるので冊子の作成を廃止してもよいのではないか。また、市町村課や地域計画課では、年度における各市町村の動向資料を作成し、ヒアリングまでしているの、その資料があれば、冊子は不要ではないか。または、どちらか一方に一元化してはどうか。</p> <p>【効果】①作成元の一元化（茨城県市長会・町村会または市町村課）②照会先の事務効率化（現在は市町村に対し、同じような時期に2つの冊子の照会がくる）③県にとっては作成費用の軽減、市町村にとっては市長会・町村会の負担金の軽減</p>	<p>【総務部市町村課】 「市町村概況」については、「必要である」との声も少なからずあるため、現在のところ、廃止することは考えていません。ただし、「市町村概況」と「市町村ガイド」の掲載項目について一部重複している部分もあることから、作成に当たって市町村の負担軽減が図れるよう、データの相互利用等について市長会・町村会に協議いたします。</p> <p>なお、それぞれの調査時点が異なっていること（5月、10月）等から、重複項目のすべてについてデータの相互利用が可能というわけではないことを御理解願います。</p> <p>また、「市町村概況」の作成に当たっては、現在も、予め当課で得ているデータ等を書き込んだ上でその内容を確認いただく方法をとっていますが、今後とも方法等の改善を図り、できる限り市町村の負担が軽減されるよう努めてまいります。</p>
<p>2 障害者の自動車税・自動車取得税減免に係る生計同一証明書等の発行に係る見直し</p> <p>(問題点) 平成21年度までは、全ての対象者に対し市が生計同一証明書等を交付していたが、一部の証明（常時介護者運転の場合の常時介護証明）を除き県が対応するようになったことは、市にとって年度初めの繁忙期における大幅な事務量の縮減となった。しかし、残された一部証明事務は引き続き市が行うこととなるが、証明事項の確認という観点から見れば、市以外の機関（施設等）の方が相応しいのではないかと。</p> <p>(改善要望) 現在、「施設入所者に対する証明者はその施設長」となっていることから、常時介護者運転の証明者も市ではなく、現状を最も把握しやすい通院・通学・通所先の代表者が証明してもよいのではないかと。ちなみに、平成22年4月1日以降、一部の証明（常時介護者運転）の申請はありませんでした。</p>	<p>【総務部税務課】 障害者に係る自動車税・自動車取得税の減免については、これまで、家族運転の場合は生計同一の証明を、常時介護者運転の場合は常時介護証明を市町村にお願いしていましたが、平成22年度より家族運転の場合の生計が同一かどうかの認定は、県が行うこととしました。</p> <p>一方、常時介護者運転の場合は、常時介護者であるかどうかの認定は週3日以上障害者の介護のために自動車を使用していることが条件ですが、複数の病院等へ通院している場合があり、また障害者宅での介護状況を含めて総合的に判断する必要がありますことから、引き続き市町村において証明していただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>3 市町村財政事情及び市町村主要事業調査に係るヒアリング等の見直し</p> <p>(問題点) 各年度当初には、市町村課が、市町村の財政部門に対し、「財政事情等の聴取」を県民センターで行い、地域計画課と県民センターが、市町村の企画部門に対し、「主要事業調査ヒアリング」を各市町村に出向いて行っている。調査内容に差異はあるものの、各年度の主要事業を聞き取るという点では重複したヒアリングが異なる部署で行われている。</p> <p>(改善要望) 平成22年度からは、「主要事業調査ヒアリング」に市町村課自治振興室職員も同席しており、部署間の調整により、ヒアリング資料や日程を統一してはどうか。</p> <p>【効果】一度にヒアリングを行うことで、これまでは部署によってヒアリング内容に無かった財政状況や主要事業の位置などが把握できるようになり、ヒアリング内容の充実が図られるとともに、資料作成側にとっては作成する役割分担が図れる。また、こういったヒアリング資料を活用することにより、市町村概要冊子の作成も不要にできる。</p>	<p>【総務部市町村課、県民センター総室、企画部地域計画課】 「市町村財政事情等の聴取」及び「市町村主要事業調査ヒアリング」につきましても、調査の目的や内容、ヒアリング対象者の何れも異なるものでありますが、作成する調査様式の一部に重複した内容との誤解を受ける可能性のある部分がありますので、調査様式を修正いたします。</p> <p>なお、今後とも、県の各課が重複した内容でヒアリング等を行うことが無いよう努めますとともに、関係課間の情報の共有を図ってまいります。</p>
<p>4 各種催事における飲食物販売・試飲・試食実施に係る届出の見直し</p> <p>(問題点) 既成の食品（例：メーカー等で予め容器包装された菓子類など特に問題がないと判断される食品）をイベントで販売する場合など、特に届け出が必要でないと思われる食品を取り扱う事案について、保健所の指導は届け出のほか検便が含まれており、費用負担の側面からも過度の関与と考えられる。（現状の指導方針では、会議や講演会開催等の際、出席者に配布するペットボトルのお茶も同義の事案として取り扱われる可能性がある。）</p> <p>誠実に届け出る者が検便費用などの負担を強いられ、届出者間に疑義が生じている。また、県内各保健所及び担当者間によって対応が異なってしまうことが懸念される。</p> <p>(改善要望) 伝統的な祭事、慣例的な催事、無料配布、試飲など軽微な案件については、簡易的な届出に改善する。軽微な案件における検便結果添付の廃止。（期日・場所・実施内容のみ記載）</p>	<p>【保健福祉部生活衛生課】 市町村に限らず、イベント等における地域団体の出店など、営業許可を要しない場合であっても、食中毒等の危害発生を未然に防止する観点から、保健所が出店の内容を事前に把握し、必要な指導・助言を平準化して行うため、平成元年9月16日付け環第1205号、各保健所長あて茨城県衛生部長通知「地方行事等に出店する食品関係施設の取扱いについて」によって、「食品取扱（出店）届」を規定しています。</p> <p>本届出では、上記の趣旨から、調理行為など食品を直接扱う方に対しては、事前の保菌検査（検便）の実施をお願いしておりますが、容器包装入り食品や野菜・果物だけを取り扱う方には、保菌検査を求めておりません。ご懸念の会議等におけるペットボトルの配布なども何ら関与するものでもありません。</p> <p>今後とも、試食や試飲、無料配布などであっても、食中毒等の未然防止の観点から、これまで同様に、飲食物の提供が衛生的に行われるよう、本届出制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>5 農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けの見直し</p> <p>(問題点) 市は、農地転用等許可（2ha以下）について、権限委譲を受けているが、許可を出すに当たり市総会で議決し、県農業会議の意見を聴き（農地法第4条3項及び5条3項の準用規定を含む）による。市職員の会議への出席と案件の説明）許可証を発行している。</p> <p>(改善要望) 農地転用等許可（2ha以下）について、権限委譲を受けている市町村は、県農業会議の意見を聴くことなく、市農業委員会総会で議決し、転用許可証を出しても良いのではないかと。（農地法第4条3項及び5条3項の準用規定の改正）</p>	<p>【農林水産部農政企画課】 農地転用許可をしようとするときは、県農業会議の意見を聴くことが、法令（農地法）で規定されております。その趣旨は、農業者の利益を代表する機関でもある農業会議からの意見の聴取を義務付けることにより、農地転用許可に際してその判断の公平性・妥当性を担保するとともに農業者の利益が不当に損なわれないようにすることであり、権限移譲を受けた市においても意見の聴取を引き続き行っていくことが必要と考えられます。</p> <p>県としましては、この意見聴取が権限移譲市への過度の負担にならないよう、諮問会議のあり方について県農業会議と協議してまいります。</p>

項目・問題点・改善要望	指摘に対する改善方策・対応等
<p>6 地域数量調整円滑化推進事業費補助金等交付事務の見直し</p> <p>(問題点) 地域数量調整円滑化推進事業費補助金（県費）の交付決定が年々遅くなっており、今年については、未だ交付がなされていない状況であり、水田農業推進協議会事務費の使用が交付決定までできない事態となっている。 経営体育成関連流動化促進事業費補助金（国費、県費、市費）についても同様である。</p> <p>(改善要望) 年度終盤に交付決定されても、交付決定前の時期に行われた事業については、補助金の使用ができず、事務執行に支障を及ぼしている。よって、交付決定を従前の頃のように6～7月にしてほしい。</p>	<p>【農林水産部農産課、農地整備課】 （地域数量調整円滑化推進事業費補助金） 県単補助金の地域数量調整円滑化推進事業（現：水田農業対策地域推進事業、以下「県単補助金」という。）の交付決定時期については、従来、4・5月頃に補助金交付要項を定め、令達見込み額等の通知を行ってきましたが、本年度、国では戸別所得補償制度の開始にともない、戸別所得補償制度導入推進事業（水田農業推進協議会への事務費助成、以下「推進事業」という。）が措置され、昨年までの産地確立交付金の一部を活用していた事務費に比して、約1億円多い2.7億円が本県の水田農業推進協議会に交付されることとなりました。</p> <p>この推進事業と県単補助金とは、使途が重複している部分があることから、県単補助金の執行について財政当局と協議したところ、県単補助金は要しないとの見解が示されましたが、各地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に対し事務費の活用状況を聞き取ったところ、不足が生じる地域協議会が多いことが判明したため、推進事業と県単補助金の事務の整理・棲み分け、他県の執行状況の調査、地域協議会の意向調査、適正な執行額の算定などについて財政当局と協議を行ってきたところです。</p> <p>このようなことに時間を要したことから、予算の執行が大変遅れ市町村にはご迷惑をおかけしたところですが、先般、財政当局との執行協議もまとまったため、県単補助金の交付要項を制定し、各農林事務所に対し事業の実施について指示したところです。</p> <p>今後、補助金等の執行については、国の動きや地域の状況を的確に把握し、遅滞なく予算執行が図れるようにしてまいります。</p> <p>(経営体育成関連流動化促進事業費補助金) 本年度から、国の事業制度が変更になり、本事業実施地区は従来の補助金地区と新設された農山漁村地域整備交付金地区とに区分されております。補助金地区は、従来どおり関東農政局長の審査、交付決定であるため、例年どおりの時期に交付されております。しかし、交付金地区は、今年度新設された予算のため、国の事業制度説明会が5月中旬であったこと、交付申請に必要な国への事務手続きが増えたこと、国の審査期間に1ヶ月を要したこと（農林水産大臣交付決定）等により、従来と比べて交付決定が遅れております。</p> <p>交付金地区については、国の事務手続きや審査に時間を要することが明らかになったので、県としては、できる限り早期に交付決定が出来るよう、国への交付申請の時期を早めるなどの対応を図りながら、今後とも国に対して地元の声を伝え、交付決定にかかる審査等の期間を短縮していただけるよう要望してまいります。</p>
<p>7 建築確認申請の経由事務に伴う確認印押印の見直し</p> <p>(問題点) 平成11年の建築基準法改正により民間機関においても建築確認審査を行えるようになり、民間確認検査機関に申請される建築物については、市町村を経由せず審査が行われています。</p> <p>年間の申請件数も95%以上が民間確認検査機関に申請されており、県と市で委託契約を締結している調査事務についても当初の目的に添えなくなってきました。特に前面道路の確認については、市町村を経由し申請された建築物にのみ道路管理者の確認印を押印しており、民間に申請された物件は「現地調査表」を添付することで対応がされている。</p> <p>(改善要望) 市町村経由で県に進達された申請書にも「現地調査表」が添付されており、あえて、道路管理者の確認印を押印する必要はないと思われまます。</p>	<p>【土木部建築指導課】</p> <p>県が行う建築確認等については、住民の利便性を考慮し、申請窓口として市町村に書類の受理及び知事への送付等をお願いしているところです。併せて、都市計画法上の用途地域や道路情報等に関しては、市町村で把握している情報について、記載内容の確認等をお願いしているものです。</p> <p>「現地調査表」は、申請者が作成したものであることから、建築確認審査を適正に行うためにその適否を判断する必要があり、市町村での前面道路の確認を省略した場合、再度、確認審査時に各市町村に道路について照会する必要が生じることになります。</p> <p>つきましては、今後とも適正な確認審査の実施のため、経由時における前面道路の確認等について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>8 各種報告・調査・資料の提出方法の見直し</p> <p>(問題点) 県から依頼される各種報告や調査等については、公印省略により通知されているものが多数あるが、市からの回答、報告、提出等については教育長の公印の押印を求められているものが多く、事務及び経費の負担となっている。</p> <p>また、電子媒体と併せて紙媒体の提出をも求めているものについても検討願いたい。</p> <p>(改善要望) 公印省略により通知、依頼する各種報告等については、事務の簡略化と経費削減を図る観点から、紙媒体による提出ではなく、電子媒体による報告のみとしてもらいたい。</p>	<p>【教育庁義務教育課】</p> <p>教育長公印の省略及び電子媒体のみの提出については、ご要望のとおり対応したいと考えております。ただし、「大学院志願進達書」や「教科用図書採択関係状況調査」など教育長公印が省略できないものや、文部科学省から電子媒体と紙媒体と両方提出を求められる「教科用図書需要数の報告」などは対象外とさせていただくことをご理解ください。</p>